

## 長期履修学生に関するQ&A

### 1. 対象及び資格

Q 1 志願の資格にある最終年次について教えてください。

A 1 在學生は、最終年次には長期履修に志願できません。

最終年次とは、学士課程は4年次、博士前期課程及び専門職学位課程は2年次、博士後期課程は3年次をいいます。

休学した場合でも年次は進行します。このため、休学期間を終え復学した時点で最終年次となる場合、復学後に長期履修を志願することはできませんので、注意してください。

(学士課程)

1年次	2年次	3年次	4年次
在学	在学	休学	在学

× 志願不可

(博士前期課程・専門職学位課程)

1年次	2年次
休学	在学

× 志願不可

(博士後期課程)

1年次	2年次	3年次
在学	休学	在学

× 志願不可

### 2. 授業料

Q 2 長期履修学生の授業料について教えてください。

A 2 長期履修が認められ計画どおり卒業・修了する場合、授業料の総額は同等額ですが、1年間の授業料は通常の授業料と比べて少なくなります。

一方で、長期履修を止めて当初の履修計画を繰り上げて卒業・修了する場合は通常の授業料との差額を支払うこととなり、長期履修をしなかった場合と比べて1年間の授業料は多くなります。

授業料の額に影響しますので、履修計画、履修期間等は慎重に検討してください。

なお、長期履修期間を超えて在籍する場合、授業料は通常の額となります。

(学士課程における通常の授業料) ※2026年度以降の入学者における授業料額を基に算出

1年次	2年次	3年次	4年次	計
642,960円	642,960円	642,960円	642,960円	2,571,840円

(学士課程における長期履修期間6年の授業料)

※2026年度以降の入学における授業料額を基に算出

1年次	2年次	3年次	4年次			計
1年目授業料	2年目授業料	3年目授業料	4年目授業料	5年目授業料	6年目授業料	
428,640円	428,640円	3428,640円	428,640円	428,640円	428,640円	2,571,840円

(学士課程において長期履修期間6年を4年に繰り上げて卒業する場合の授業料)

※2026年度以降の入学における授業料額を基に算出

1年次	2年次	3年次	4年次	計
428,640円	428,640円	428,640円	1,285,920円	2,571,840円

Q3 長期履修学生が授業料免除の申請をすることはできますか。

A3 できます。申請して認められれば、長期履修期間の授業料の全額又は一部が免除となります。

高等教育の修学支援新制度による授業料減免を利用する学部生の場合、4年間を超える期間は減免の対象とはなりません。[\(こちらのリンク先も参照してください。\)](#)

なお、本学が独自に実施する授業料免除を利用する方は、長期履修が許可された期間中はすべて免除を申請することができます。ただし、学部生では自然災害により被災された等の特別な事情がある場合に限られます。[\(こちらのリンク先も参照してください。\)](#)

(例) 高等教育の修学支援新制度を利用する学部生 (長期履修期間6年)

1年次	2年次	3年次	4年次			計
1年目授業料	2年目授業料	3年目授業料	4年目授業料	5年目授業料	6年目授業料	
428,640円	428,640円	3428,640円	428,640円	428,640円	428,640円	2,571,840円

← 免除対象外 →

### 3. 志願手続き

Q4 長期履修を希望する場合の手続きを教えてください。

A4 長期履修は、職業を有する、育児又は介護中である、心身の機能の障がいがある等、多様な学生に対して、審査のうえ、標準的な修業年限を延長して教育課程を卒業・修了する制度です。

申請書類は、長期履修学生志願書、理由書に加えて、職業を有している方は在職が証明・確認できる書類、障がいを理由とする方は医師の診断書又は身体障害者手帳等となります。

それぞれ異なる事情や履修する教育課程を勘案し、適切な履修計画を作成する必要があります。このため、長期履修を志願する際には、事前に相談してください。

障がいを理由に長期履修を希望する場合、事前に障がい学生支援室に相談してください。障がい学生支援室では、障がいの状況と修学上の困難さ、支援ニーズ等を把握し、長期履修の申請に関する助言と指導を行います。

その他の事情(障がい以外)により長期履修を希望する場合、指導教員や在籍する学部・研究科の担当窓口等に相談してください。

入学予定者は入学手続期間中に、在学は2月末日まで(4月入学者)又は8月末日まで(10月入学者)に手続きを行ってください。いずれにしても、余裕を持って相談してください。

#### 4. 休学

Q 5 長期履修期間中に休学はできますか。

A 5 長期履修を認められた事情に変更があった場合又は傷病等により修学が困難になった場合に限り休学することができます。

休学は3月～1年以内の月単位で取得することが可能ですが、原則として長期履修学生は年単位の休学となりますので、注意してください。

長期履修を認められた事情に変更が生じ、休学することとなった際には、長期履修期間の変更が認められる場合がありますので、指導教員や在籍する学部・研究科の担当窓口等に事前に相談いただくとともに、長期履修期間の変更も併せて検討してください。

## 5. 奨学金

Q 6 日本学生支援機構奨学金の延長はできますか。

A 6

給付奨学金（学部生のみ）：	（高等教育の修学支援新制度） 長期履修学生であっても、学則で定める修業年限を超える期間の給付は受けられません。また、学則で定める修業年限を超えてから新規に申し込むことはできません。
第一種奨学金：	長期履修学生であっても、学則で定める修業年限を超える期間の貸与は受けられません。また、学則で定める修業年限を超えてから新規に貸与を申し込むことはできません。 大学院生で特に優れた業績による返還免除を申請予定の場合、任意の時期に休止の届出をすることで、貸与終了と課程を修了する時期を合わせることができます。 <a href="#">（こちらのリンク先も参照してください。）</a>
第二種奨学金：	採用され返還誓約書を提出した後に「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することにより「長期履修課程の修業年限の終期」まで延長することができます。（当初の申し込み時点では学則で定める修業年限までとなります。） 大学院生の場合、長期履修学生の決定がされていれば、当初の申し込みから決定された終期まで延長することができますので、奨学支援担当窓口へ申し出てください。 <b>注意事項</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第二種奨学金を申し込む場合、遅くとも休学期間を除いて4年目の秋募集までに行ってください。 既に第一種奨学金の貸与を受けている場合は、「第一種奨学金から第二種奨学金への変更」または「第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与（成績が所属学部（科）の上位3分の1以内であること）」で申し込んでください。</li><li>・ 標準修業年限を超えて貸与を受ける場合は貸与総額が増すため、借り過ぎ防止の観点から、返還総額が増すことを十分に理解したうえで、貸与期間の延長を願い出てください。</li><li>・ 延長後に病気療養による休学をした場合は、「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することにより延長することができます。</li></ul>